



2019年9月27日

各 位

東京都墨田区太平四丁目1番3号
株式会社ペッパーフードサービス
代表取締役社長CEO 一瀬 邦夫
(コード番号:3053) 東証第一部
問い合わせ先 総務本部長 安田 一郎
電話番号 03 (3829) 3210

米国証券取引所法に基づくSEC登録廃止及び継続開示義務の終了のためのForm 15Fの 米国証券取引委員会への自主的な提出に関するお知らせ

当社は、2019年6月14日にNASDAQ GLOBAL MARKET（以下「NASDAQ」という。）における米国預託証券（以下「ADR」という。）の上場廃止、及び米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）への登録廃止申請を行うことを公表いたしました。

当該公表に基づき、当社は2019年6月28日（米国東部時間）付にて、NASDAQに対してADRの自主的な上場廃止の通知及び預託銀行に対して預託契約の終了に関する通知を行い、その後の上場廃止等に関する予定を公表いたしました。また、2019年7月8日にSECに対し、NASDAQ上場廃止及びSEC登録廃止の申請書（Form 25）を提出し、2019年7月18日（米国東部時間）の取引終了をもって上場廃止が完了しております。

当社は、2019年9月27日（米国東部時間）付にて、米国証券取引所法のセクション12(g)に基づくSEC登録廃止、及び、米国証券取引所法に基づく継続開示義務の終了のために、SECに対し、Form 15Fを提出する予定です。Form 15Fの提出により、直ちに当社の年次報告書（Form 20-F）を含む米国証券取引所法に基づく継続開示義務は停止いたします。Form 15Fの提出から90日後に、米国証券取引所法のセクション12(g)に基づくSEC登録廃止、及び、米国証券取引所法に基づく継続開示義務の終了の効力が発生する予定です。

記

1. Form 15Fの提出予定日

2019年9月27日（米国東部時間）

2. 上場を継続する取引所

東京証券取引所

3. 以後の予定（米国時間）

2019年9月30日 （予定）	預託銀行との預託契約の終了（ADRプログラムの終了）
2019年10月6日 （予定）	米国証券取引所法のセクション12（b）に基づくSEC登録廃止の効力発生
2019年12月26日 （予定）	米国証券取引所法のセクション12（g）に基づくSEC登録廃止及び米国証券取引所法に基づく継続開示義務の終了の効力発生

なお、SECから審査期間延長等の通知があった際には、上記予定（予定日も含む）に変更が生じる場合があります。

4. 今後について

米国証券取引所法に基づくForm 15FのSECへの提出から90日後の2019年12月26日をもって、当社の年次報告書（Form 20-F）を含む米国証券取引所法に基づく継続開示義務は終了する予定です。なお、Form 15FのSECへの提出日から2019年12月26日までの間は、米国証券取引所法に基づく継続開示義務は停止する予定ですが、当社の連結財務諸表及び日本国内における法定開示書類につきましては、同期間中に限り、当社ホームページ（<https://www.pepper-fs.co.jp/>）上で英文による開示を継続します。2019年12月27日以降は、当該英文開示は行いませんので、ご留意ください。

また、当社は、NASDAQ上場廃止及びSEC登録廃止に伴い、2019年9月30日をもって、ADRプログラム及び預託銀行との預託契約書に関しても終了を予定しております。

5. 当社ADRに関する問い合わせ先

バンクオブニューヨークメロン 預託証券部（米国）

電話番号 : 1-888-269-2377（米国内無料通話）

1-201-680-6825（米国外から）

（営業時間は 米国東部時間の平日午前9時から午後5時まで）

ウェブサイト : www.adrbnymellon.com

E-mail : shrrelations@cpushareownerservices.com

6. その他の事項に関する問い合わせ先

株式会社ペッパーフードサービス

総務本部長 安田一郎

電話番号 : 03-3829-3210

E-mail : yasuda@pepper-fs.co.jp

（写し）

株式会社ペッパーフードサービス代理人

弁護士 石川耕治

GT 東京法律事務所

電話番号 : 03-4510-2200

E-mail : ishikawak@gtlaw.com